

## ○災害が発生した場合、避難上特に必要と認めた場所の指定

(昭和 49 年 7 月 1 日消防告示第 2 号)

神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）第 33 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づき、災害が発生した場合、避難上特に必要と認めた場所を次のとおり指定する。

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 7 条第 4 項第 1 号に掲げる避難設備又は条例第 41 条第 1 項に規定する避難用タラップ及びその附近